

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社グループの経営理念である「4Sモデル」、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえております。

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」を定めております。

当社は、今後も当社グループのコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照下さい。

「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」URL: <https://www.jti.co.jp/investors/strategy/governance/index.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】

政策保有株式に関する方針及びその議決権の行使の基準については、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第三章2.(4)政策保有株式」に記載のとおりです。

【原則1 - 7】

関連当事者間の取引に関する手続きについては、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第三章2.(7)関連当事者間の取引」に記載のとおりです。

【原則2 - 6】

当社は、現役社員の企業年金制度について、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を運営していましたが、2018年4月1日付で確定給付企業年金制度を廃止し、確定拠出年金制度に移行しております。従って、本原則の対象となる企業年金は、退職者の確定給付企業年金資産を想定しております。

当社は、当社の確定給付企業年金資産の管理及び運用に関し、財務責任者(CFO)を委員長とし、適切な資質及び責任権限を有する財務・人事部門の管掌役員等を委員として構成する確定給付企業年金資産運用委員会を設置しております。

確定給付企業年金資産運用委員会は、確定給付企業年金資産の運用基本方針及び資産構成等を審議し、社長に報告するとともに、資産運用状況のモニタリングを定期的に行い、必要に応じて運用受託機関構成等の見直しを行っております。

また、健全で円滑な確定給付企業年金資産の運用に資するべく、担当組織に適切な資質を備えた人材を配置するとともに、外部セミナー等への派遣を通じて資質の更なる向上を図っています。

【原則3 - 1】

(1) 当社の経営理念等については、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第一章2. 経営理念等」に記載のとおりです。

また、当社の経営計画については、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

「経営計画」URL: <https://www.jti.co.jp/investors/strategy/medium/index.html>

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については、本報告書の「1. 基本的な考え方」、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第一章1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第二章 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 当社の取締役及び執行役員の報酬の決定に関する方針と手続きについては、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第四章2.(3)取締役及び執行役員の報酬」に記載のとおりです。

(4) 当社の取締役・監査役候補の選定及び業務を執行する取締役の解職等に関する方針と手続きについては、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第四章2.(2)取締役候補者の選定等」に記載のとおりです。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の選定理由については、当該候補者の選任議案を付議する株主総会の「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4 - 1】

当社の経営陣に対する委任の範囲の概要については、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第四章2.(9)権限の委譲」に記載のとおりです。

【原則4 - 9】

当社の独立役員に関する独立性判断基準については、本報告書「1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー 第四章2.(1)取締役会の構成」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

取締役・監査役の重要な兼職状況については、「第34期有価証券報告書」に記載しております。

【補充原則4 - 11】

当社では、取締役会の実効性について、取締役及び監査役(社外役員を含む)が自己評価を実施するとともに、取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした取締役及び監査役(社外役員を含む)に対する個別ヒアリングを実施したうえで、結果を取り纏めております。取締役会は、かかる結果を受けて、2018年12月期の取締役会が機能し、その実効性が担保されている旨を確認しております。今後も、実効性評価に係る運用も含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

【補充原則4 - 14】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー第四章1.(3)取締役及び監査役に対する支援」に記載のとおりです。

【原則5 - 1】

当社の株主の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー第三章2.(3)株主との対話」に記載のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------	------------

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財務大臣	666,926,200	37.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	91,137,400	5.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	68,848,700	3.84
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	23,660,000	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	23,351,971	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	22,744,400	1.27
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	22,178,610	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	21,978,900	1.23
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	20,542,232	1.15
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	20,367,542	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められており、2018年12月末時点の発行済株式総数に対する政府の保有比率は、33.35%となっております。なお、上記「大株主の状況」に記載の割合は、自己株式を除いた発行済株式数をもって計算しているため、37.23%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

日本たばこ産業株式会社法により、政府は当社の株式を保有する義務が定められております。

財務大臣は、日本たばこ産業株式会社法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。

医薬事業を営んでいる鳥居薬品株式会社(以下、「鳥居薬品」)は当社の連結子会社であり、東京証券取引所に上場しています。主として、当社の医薬事業部門が研究開発の機能を担っているのに対して、鳥居薬品は製造と販売の機能を担っています。両社は機能の異なる事業運営を効率的に行うために協力関係を保持しており、当社は鳥居薬品の独自の経営判断を妨げず、その一定の独立性確保を尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
幸田 真音	他の会社の出身者											
渡邉 光一郎	他の会社の出身者								○			
長嶋 由紀子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
幸田 真音	○	――	国際金融に関する豊富な識見及び政府等審議会委員等を歴任された幅広い経験、並びに作家活動にて発揮されている深い洞察力及び客観的な視点を有していることから当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

渡邊 光一郎	○	渡邊光一郎氏は第一生命保険株式会社の代表取締役会長です。第一生命保険株式会社は当社株式を保有していますが、その持株比率は1%未満です。当社と第一生命保険株式会社との間には年金の運用等の取引関係がありますが、その取引金額は2018年12月期において当社の連結売上収益の0.01%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	財務の健全性及び高い収益性を両立させる事業運営を長年に亘り牽引されてきた企業経営経験、経営品質の向上に努め積極的にガバナンス体制強化を推進された豊富な経験及び資本市場を熟知した投資家視点からの幅広い識見を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
長嶋 由紀子	○	長嶋由紀子氏は、株式会社リクルートホールディングスの執行役員経験者です。現在は、株式会社リクルートホールディングスの常勤監査役及び株式会社リクルートの常勤監査役です。当社は、株式会社リクルートホールディングス、株式会社リクルート双方と採用等の取引関係がありますが、その取引金額は2018年12月期において当社の連結売上収益の0.01%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	事業創発や企業経営に深く携わってきた経験及び監査役としての経験、並びに経営と監査双方の視点による幅広い識見を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明	更新
------	----

人事・報酬諮問委員会は、従来の経営人財成長支援会議及び報酬諮問委員会の機能を統合し、2019年3月20日に新たに設置した取締役会の任意の諮問機関です。本委員会の設置は、委員会において経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・業務を執行する取締役の解職についての審議、並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図ることを目的としております。人事・報酬諮問委員会は、取締役会長と独立社外取締役3名の4名で構成されており、取締役会長を委員長として、年に1回以上開催することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による監査、監査部による監査及び会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三村 亨	他の会社の出身者													
大林 宏	他の会社の出身者													
吉國 浩二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村 亨		三村亨氏は主要株主である財務省の出身者です。同氏は、右記の「選任の理由」に記載のとおり、当社の社外監査役に適任であると判断しており、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。なお、過去に財務省での勤務経験があることから、当社所定の独立性基準を踏まえ、独立役員には指定していません。(財務省の要職を退任してから、7年以上経っております。)	長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等としての豊富な経験を通じ、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の深い知見を有していることから、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与すると考え、当社の社外監査役に適任であると判断しております。
大林 宏	○	———	法曹界における豊富な経験に加え、幅広い業界での社外役員としての経験、及びそれらに基づく幅広い識見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
吉國 浩二	○	———	長年に亘るジャーナリズムで培われた政治・経済等の知見と、事業部門・間接部門全般に精通した経営の経験、及びそれらに基づく幅広い知見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

【当社における社外役員の独立性基準】

金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の取締役会において定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

以下に掲げる事項に該当しない者。

- 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者(法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1) 上記2から8に掲げる者(法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者)
 - (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3) 最近において(1)又は(2)に該当していた者

【「会社との関係(1)(2)」に関する補足説明】

当社との取引のうち、公共インフラの利用料等、取引先の選択や取引額について恣意性が働く余地が著しく限られた取引は、特別の利害関係を生じさせる要因にならないと認識しているため、記載しておりません。なお、当該取引の金額は、2018年12月期において当社の連結売上収益の0.001%未満であり、いずれも僅少です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしております。

詳細につきましては、後述「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

「株式報酬型ストックオプション」については、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年12月期における取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額は655百万円であり、基本報酬369百万円、役員賞与176百万円及びストックオプション報酬109百万円からなっております。

監査役(社外監査役を除く)の報酬等の総額は94百万円です。

社外役員の報酬等の総額は70百万円です。

また、連結報酬等の総額が1億円以上である者については第34期有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストックオプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストックオプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストックオプション」の合計額の割合は、基本報酬に対して8割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役(社外取締役を除く)については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められ

ることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。
社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。
監査役の報酬構成については、主として違法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、「株式報酬型ストックオプション」における新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとしており、今後もこの行使条件を変更する予定はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会における審議の充実に資するよう、社外取締役に対し、経営企画部及び秘書室が連携し、取締役会に付議する議案の事前説明、各種連絡及び資料等の情報提供を行う体制をとっております。

また、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に向けて取締役及び執行役員の職務の執行を十分に監査することができるよう、情報連絡体制を整備するとともに、必要な人員を配置した監査役室を設置し、監査役の職務を支援する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
本田 勝彦	社友	他企業・他団体、社会貢献活動等 (当社の経営には非関与)	勤務形態：- 報酬：-	2006/6/23	-
木村 宏	社友	他企業・他団体、社会貢献活動等 (当社の経営には非関与)	勤務形態：- 報酬：-	2012/6/22	-
小泉 光臣	特別参与	各種団体等対外活動 (当社の経営には非関与)	勤務形態：非常勤 報酬：有	2018/3/27	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 3名

その他の事項 更新

当社は、社長の諮問に応ずることを目的とした相談役及び顧問について、設置する必要性が認められなくなったことから、2018年3月に当社定款から当該規定を削除しております。

当社の輩出する人材が他企業・他団体の職に就く等、社会的に一定の役割を果たすことは、当社グループの経営理念である「4Sモデル」にも合致し、当社の評価を高めるものと考え、その職責を遂行するために必要な最低限のサービスを提供することがあります。なお、当社から各種団体等の役職をはじめとする社会的意義の高い対外活動を依頼する場合、特別参与に任命し、その職責を遂行するために必要なサービス及び報酬を提供します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社を選択するとともに、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会の設置、外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会の設置等、任意の仕組みの活用によるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念するとともに、取締役会の議長を務めております。また、当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任することとしています。

取締役会は、取締役会規程において取締役会付議事項を定めるほか、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現する観点から、経営上の重要事項について社内の責任権限に関する規程(以下「責任権限規程」という)による明確な意思決定プロセスを定めるとともに、執行役員制度のもと、各執行役員に対して全社経営戦略に基づく適切な権限の委譲を行っております。

人事・報酬諮問委員会は、従来の経営人材成長支援会議及び報酬諮問委員会の機能を統合し、2019年3月20日に新たに設置した取締役会の任意の諮問機関です。本委員会の設置は、委員会において経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・業務を執行する取締役の解職についての審議、並びに取締役・執行役員の報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図ることを目的としております。人事・報酬諮問委員会は、取締役会長と独立社外取締役3名の4名で構成されており、取締役会長を委員長として、年に1回以上開催することとしております。

当社は、監査役制度を採用しており、当社監査役(以下、単に「監査役」とし、「監査役会」、「監査役室」及び「監査役室長」も当社のそれの意味するものとする)は株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他の重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。監査役は、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。

監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。常勤監査役の永田 亮子氏は、これまで当社執行役員飲料事業部長、CSR担当等を歴任し、事業部門・間接部門の双方の観点から、当社グループの事業運営についての豊富な経験と幅広く

深い識見を有する者です。また、常勤監査役の山本 博氏は、これまで当社監査部長を務めるなど、当社グループの事業運営におけるコーポレート・ガバナンスに関する識見に加え、財務及び会計の知見を有する者です。

内部監査体制については、当社監査部が所管し、事業活動の全般に亘る管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。また、当社監査部は各子会社の内部監査機能との連携により、当社グループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行っております。

会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。2018年12月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです

(会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等)

手塚 正彦氏、芳賀 保彦氏、松下 陽一氏

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 13名、会計士試験合格者等 4名、その他 14名

監査役監査、内部監査及び会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うため連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門との間においては、必要に応じて情報交換を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能の強化及び経営の透明性の一層の向上を図るため、2012年6月22日の当社株主総会以降、社外取締役を選任しております。

当社は監査役会設置会社を選択するとともに、実効性のあるガバナンス体制の構築の観点から、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会の設置、外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会の設置等、任意の仕組みの活用によるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は3月2日に、2019年は3月1日に、それぞれ発送いたしました。 また、招集通知の発送に先立って、当社ウェブサイトにおいて早期掲載をいたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会につきましては、2018年は3月27日に、2019年は3月20日に、それぞれ開催いたしました。いずれも、第一集中日ではありません。
電磁的方法による議決権の行使	会社が指定する議決権行使ウェブサイトより議決権を行使する方法(E-Voting)を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のウェブサイトに掲載するほか、議決権電子行使プラットフォームにおいてもこれを開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会や工場見学会の開催に加え、個人投資家向けの専用ページを当社ウェブサイトに設け、業績などを掲載しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、当社内や近隣施設等において説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外在住の機関投資家の皆さまを中心として、年に数回、直接訪問し、業績等を説明させていただく場を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書並びに株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員コミュニケーション担当のもと、IR広報部内にIR専任担当を設置しております。	
その他	当社は従来より、株主を含めた全ての投資家等に対する公平な情報開示を行ってまいりましたが、金融商品取引法第27条の36の規定(いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール)の導入を踏まえ、必要な規程等を整備するとともに、関係する役員及び従業員等に対し必要な周知を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。 当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像(ビジョン)として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼されるJTならではのブランドを生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。 加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「4Sモデル」の追求こそが、当社及び社会のサステナビリティの推進につながるという考えのもと、ステークホルダーとの対話を通じてサステナビリティを巡る課題を特定するとともに、地球環境への取り組み、社会貢献活動、事業活動等を通じ、課題解決に向けた取り組みを積極的に推進しております。その内容についてはサステナビリティレポート等を通じて適時適切に公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各種の会社情報の取扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めております。
その他	< 多様な人財の活躍推進 > 当社では、会社の持続的成長に向け、「多様な人財の価値観こそ、成長の原動力である」という認識のもと、性別、性自認、性的指向や年齢、国籍だけではなく、性格、経験、専門性など異なる背景や価値観を尊重し、違いに価値を見出し、多様な人財が持つ能力を最大限発揮できる組織風土の醸成のため、各種研修・セミナーや制度の拡充等に取り組んでおります。 < 女性活躍推進の取り組み内容 > 女性社員のロールモデルの紹介やネットワーク形成の機会をはじめ、年齢・職位に応じた社内外研修や他企業との交流など、女性を対象とした成長機会の提供を多数行っております。また、コミュニケーションスタイルや、ライフイベントとそれに伴う各種制度利用への理解など、さまざまな研修を管理職を対象に実施し、一人ひとりに応じた多様なキャリアを支援する環境を整えています。 社員それぞれが考えるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて多様な働き方を支える制度を整えるとともに、社内セミナーやイントラネットを通じて、働き方に対する意識の変革を促すなど、多様な働き方を受容する組織風土の醸成に努めています。また、子育てや介護などが必要な時には、「働きやすさ」を担保する制度に加えて「働きがい」を実現できる制度を、社員の意志に沿って柔軟に活用することができます。 < 女性活躍の状況 > 2013年3月末時点の当社の女性マネジメント職比率は1.4% (16人)でしたが、2018年12月末には5.7% (57人)に増加し、2018年までに5%相当を目指すというマイルストーンを達成しました。 今後においては、2023年までに10%相当を目指すというマイルストーンを設定しています。また、2008年には執行役員へ、2012年には社外取締役へ、そして2018年には常勤監査役へ女性を登用しております。現在、取締役・監査役の総数14名の内、3名が女性です。 なお、2018年12月末時点の当社グループにおける女性のマネジメント職比率は13.6% (475人)となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、従前から、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて当社及び当社グループの内部統制システム等の運用を図り、また、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行うことで、会社法及び会社法施行規則に基づき求められる体制を構築してきました。今後も現行の体制を継続的に随時見直し、適正な業務執行のための企業体制の維持・向上に努めてまいります。なお、外国子会社については、設立国の法令に準拠しつつ、原則として以下の子会社に関する規定に準じて必要な体制の構築及び運用を行っております。

(1) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員(以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範の策定等を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部委員を主要な構成員とするJTグループコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより当社グループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めております。当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門(当社においてはコンプライアンス統括室、子会社においてはそれに相当する部署等)は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等をその役職員に配布するとともに、その役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、相談・通報窓口を設置しており、相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施することとしております。当社は、当社グループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。内部監査体制については、当社監査部が所管し、事業活動の全般に亘る管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。また、当社監査部は各子会社の内部監査機能との連携により、当社グループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行っております。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行っております。また、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行っております。

(3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させております。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、当社グループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行っております。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長へ報告し、対策の承認を得ることとしております。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮して当社グループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに取締役会に対して報告を行っております。

当社は、有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。また、対処した事案等とその内容については、取締役会に報告を行っております。

(5) 当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。なお、当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上、業務執行の状況の報告を受けております。また、当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般に亘る経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速な意思決定及び高品質な業務執行を実現することができる体制としております。当社は執行役員制度を導入しており、当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を示しております。組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確にし、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行っております。

当社は、当社グループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、当社グループにおける効率的な業務執行体制を構築しております。

(6) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される「JTならではのブランド」を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、当社グループ内で共有しております。グループマネジメントについては、当社は、当社グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、当社グループ全体最適を図っております。また、コンプライアンス体制(通報体制を含む)、内部監査体制、財務管理体制等については子会社と連携を図り、整備しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を置いております。監査役室には必要な人員を配置し、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行っております。

(8) 監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと監査役室長が行っております。なお、監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行うこととしております。

また、監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させないこととしております。

(9) 当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制

当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行うこととしております。また、当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応することとしております。

なお、コンプライアンス統括室は、監査役に対して、当社グループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行っております。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、当社グループでの周知徹底を行っております。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

また、当社は、監査役の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定しております。監査役の監査に係る諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社が負担することとしております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができることとしております。また、当社監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりです。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施します。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施します。

その他

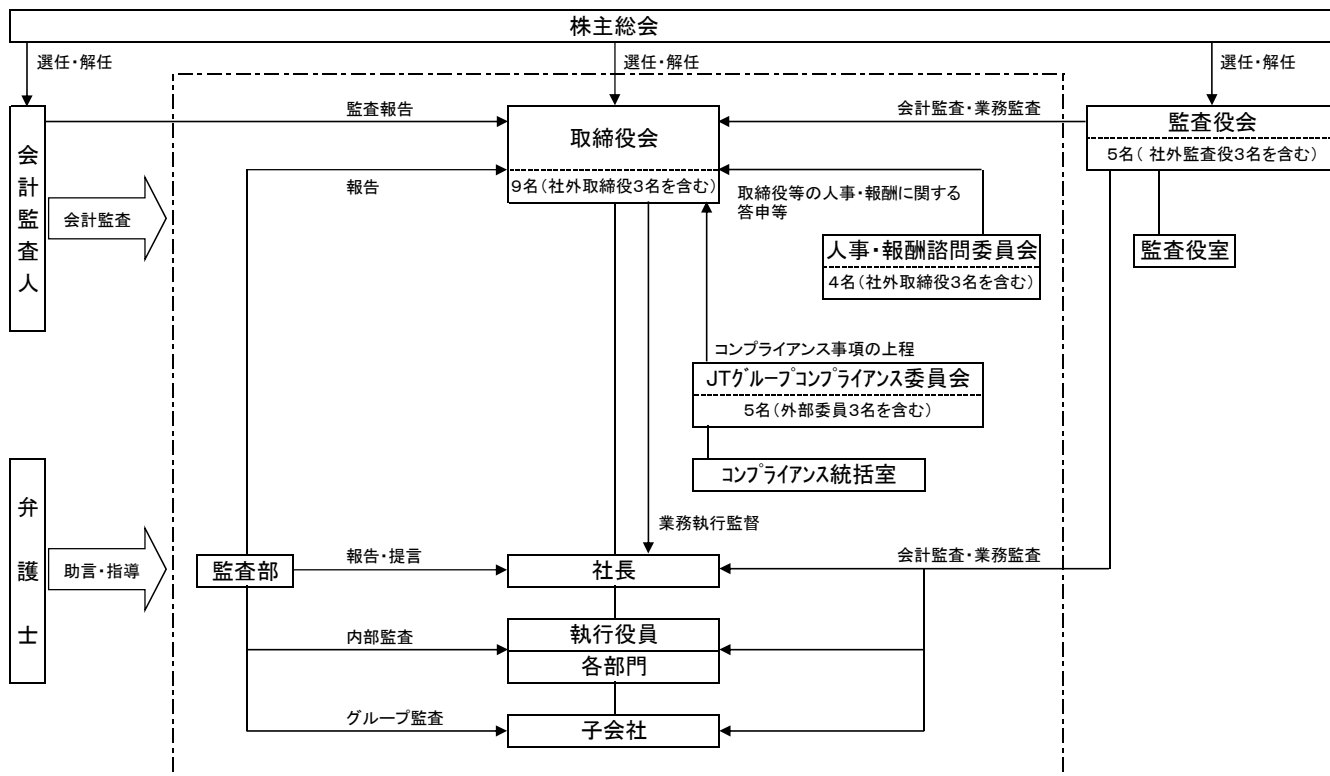
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

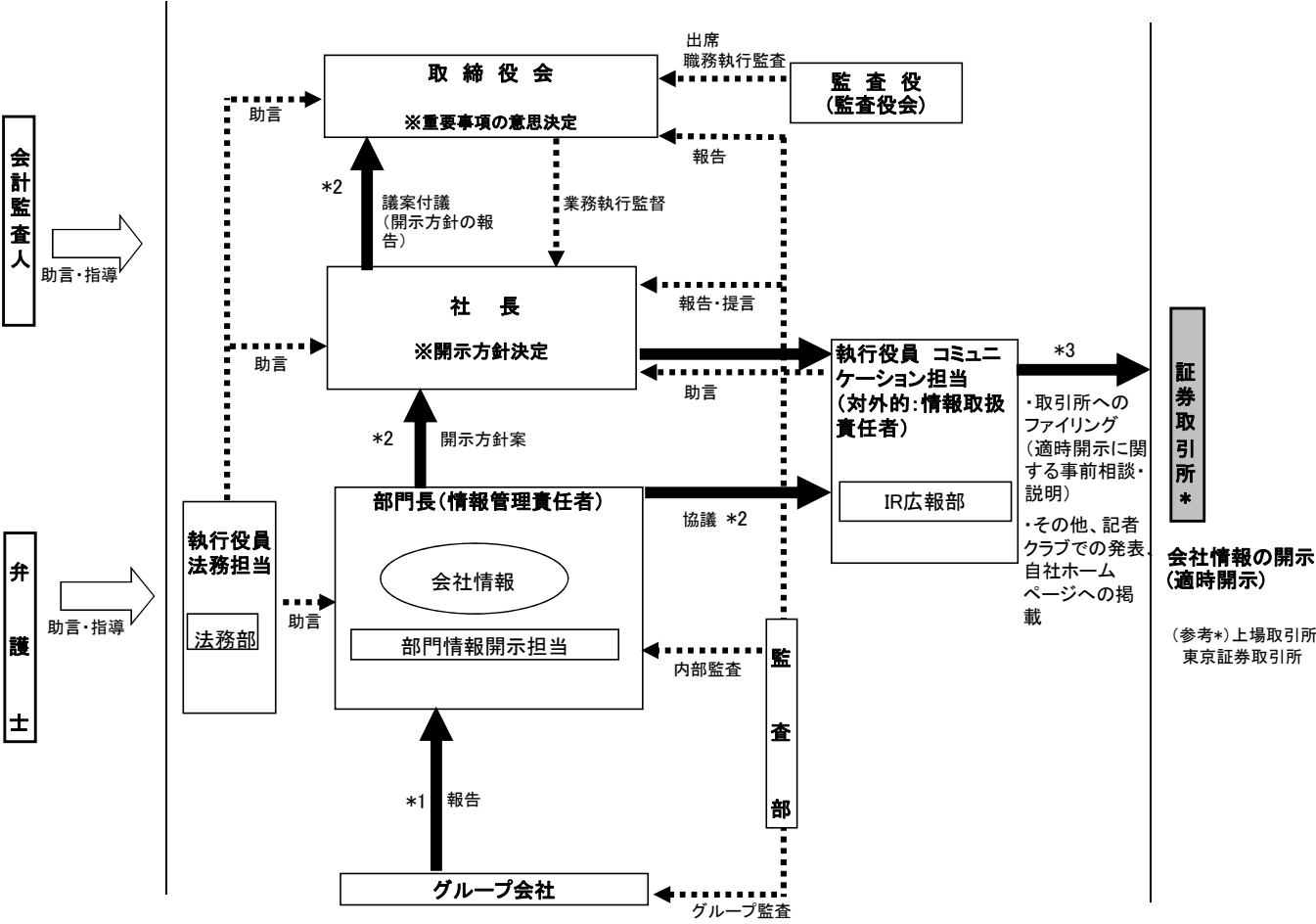
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制についての模式図及び適時開示体制の概要は、以下のとおりです。



適時開示体制の概要



——▶ 開示方針の決定・適時開示の流れ

.....▶ 内部統制等

1. 情報取扱責任者等

(1)当社は、各種の会社情報の取扱いに関する権限と責任を明確にするため、情報開示に関する規程等を定めており、適時適切な情報開示に努めております。

(2)当社は、情報開示に関する責任者として執行役員コミュニケーション担当を置き、執行役員コミュニケーション担当は、証券取引所に対する情報取扱責任者となっております。

(3)各部門の長は、情報管理責任者として、当該部門が管轄するグループ会社情報も含めた部門情報を一元的に集約、管理するため、部門情報開示担当を配置しております。

(4)IR広報部は、執行役員コミュニケーション担当の直属の担当として、情報開示に関する企画、立案、実施等を行うとともに、部門情報開示担当と情報交換を行っております。

(5)執行役員コミュニケーション担当は、部門長に対して適時開示基準等を明示し、適時開示に関する規則の変更があった場合等は必要に応じて周知するとともに、部門長から会社情報の報告を受けております。

2. 開示方針の決定・適時開示

(1)各部門の長は、部門に関する情報を集約、管理することに加え、当該部門が管轄するグループ会社からも必要な情報を入手し、当該部門情報として一元的に集約、管理することとしております。*1

(2)各部門の長は、責任権限規程に基づく重要事項について意思決定等を行う場合、適時開示を含む対外的な取扱いを、執行役員コミュニケーション担当と協議し、開示方針について社長の承認を得ることとしております。なお、取締役会規程に基づき、取締役会で意思決定が必要な重要事項については、取締役会に付議し、開示方針についても報告することとしております。*2

(3)執行役員コミュニケーション担当は、決定された開示方針に基づき、重要事項の意思決定後、適時開示を行います。また、会社情報の開示を行う場合には、証券取引所の定める適時開示に関する規則に基づき、証券取引所に対して事前説明を行う他、必要に応じて事前の相談を行っております。*3

3. 内部統制等

(1)取締役会は、法令で定められた事項及び重要事項の意思決定を行う他、業務執行状況（開示方針を含む）の報告を受け、業務執行を監督しております。

(2)監査役は、取締役とはその職責を異にする独立した会社の機関として、取締役の職務の執行を監査します。また、監査役は取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べております。

(3)監査部は、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮して、グループ会社を含んだ社内管理体制を検討・評価（監査）し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。

(4)執行役員法務担当は、取締役会で、必要に応じて意見を述べることにしております。また、法務部は、適時開示に関し、専門的知見に基づき各部門を支援することとしております。

4. 会計監査人・弁護士との関与

(1)当社は、会計監査人より、「金融商品取引法」及び「会社法」に基づき監査を受けておりますが、決算情報の適時開示に関しては、必要な助言・指導を受ける体制をとっております。

(2)当社は、適時開示に関し、複数の法律事務所から、必要に応じて助言・指導を受ける体制をとっております。

以上